

## 5 災害対応力の向上

### (1)見直しの必要性

本計画は、県計画を踏まえ、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、とりまとめたものである。

国の指針では、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」ことが求められている。

また、県では、国が設置した地域ブロック単位での伝達訓練を実施する等都道府県の枠を超えた実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めるとともに県内広域処理の枠組みについて、再検討を行うほか、ブロックごとに市町職員とともに災害廃棄物処理に関する勉強会を開催し、これらを踏まえ、実効性の高いものとなるよう県計画の見直しを行っており、本計画についても、これに即した見直しが必要となる。

### (2)計画の点検・更新

本計画は、地域防災計画や被害想定が見直された場合や、地域にかかる社会情勢の変化や新たに大規模災害が発生した場合等は、継続的な見直しを行い、防災訓練や広報等を通じて職員及び市民に周知していくものとする。このことは、本市の新たな一般廃棄物処理施設である(仮称)新中間処理施設が稼働を開始する際にも同様とする。